

●公営住宅供給目標量について

【住生活基本法】（抜粋）

第17条

2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量

4 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項第五号に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

【住生活基本計画（全国計画）別紙5 公営住宅の供給の目標量の設定の考え方】（抜粋）

○ 地方公共団体は、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

○ 「公営住宅供給目標量」は、「新規の建設及び買取りの戸数」、「建替えによる建替え後の戸数」、「民間住宅等の借上げの戸数」並びに「既存公営住宅の空家募集の戸数」を合計した戸数とする。

○ 多様な住宅困窮者の居住の状況、民間賃貸住宅の需給等の住宅事情を分析し、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を的確に把握すること。

○ その上で、当該世帯の居住の安定の確保のため必要な公営住宅の供給の目標量を設定すること。

公営住宅供給目標量

支援が必要な世帯

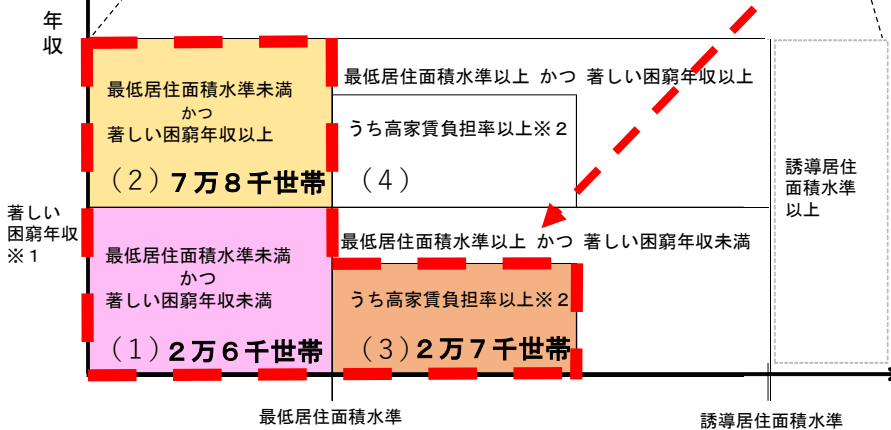
公営住宅等の供給対象とすべき要支援世帯数の推計

国交省より配布された「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」による

①目標時点の公営住宅入居資格世帯数の推計

2030年度末の総世帯数	703万世帯
うち民間借家、機構・公社、給与住宅	380万世帯
うち収入分位25%以下 (高齢・子育て世帯40%以下)	68万8千世帯

②年収と居住面積水準等から見た要支援世帯数の推計



③要支援世帯数の算定 (国の示す目安)

- (1) : 収入が低く、居住する住宅面積も狭いため、最も優先度が高い類型
⇒**100%算入が必須**
- (2) : 著しい困窮年収以上の年収を有するが、居住する住宅面積が狭いため、優先度が高い類型
⇒**100%算入が理想**
- (3) : (1) と同等の所得層であり、最低居住面積水準よりも広い住宅に居住しているが、高家賃負担率以上となっているため、優先度が高い類型
⇒**100%算入が理想**
- (4) : 著しい困窮年収以上の年収を有し、最低居住面積水準よりも広い住宅に居住しているが、高家賃負担率以上となっている類型
⇒**地域の実情に応じて算入**

都では (1) ~ (3) を **100%算入**
2021年度~2030年度の10年間で
支援が必要な世帯数
13万1千世帯

公営住宅供給計画

「都内の公営住宅における空き家募集の戸数、建替え・新規建設等の戸数の合計」

供給目標量 **17万1千戸**

2021~2030年度の10年間

公営住宅供給量	新規入居者用	既入居者用	公営住宅の供給目標量
空家募集	131,040戸		171,700戸
新規整備	140戸	1,090戸	
建替え	120戸	39,310戸	
計	131,300戸	40,400戸	

※1 著しい困窮年収：公営住宅への優先入居や家賃減免の対象年収

(都では、月額所得65,000円)

※2 高家賃負担率：年収200万円以下の世帯のうち民間借家世帯における平均家賃負担率